

第4章

郷土の復興

1 復興への決意

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源にマグニチュード9.0という世界でも100年に数回しかないとされる規模の大地震が発生、直後に襲った巨大津波は、東北沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、地盤が強固で地震に強いと言われてきた当地方にも大きな爪痕を残しました。この影響により、本市の被害は、死傷者など人的被害、全半壊や一部損壊した家屋の被害、道路や住宅、学校施設など生活基盤施設への被害といったあらゆる範囲に及びました。

さらに、地震と津波により、東京電力福島第一原子力発電所では原子炉の冷却機能を喪失し、国際原子力事象評価尺度で最も深刻なレベル7という重大事故が発生しました。田村市誕生から5年間の歩みを振り返り、新たなステップへ踏み出そうとしたまさにこの日から、本市の復旧と再生が始まりました。

震災から今日まで、行政機関はもとより、JAや商工会、森林組合などの産業団体、福祉団体、ボランティア組織、事業者のほか、何よりも市民一人ひとりがそれぞれの立場で役割を果たし、みんなの心を一つにし、本市の復旧と再生にあたってきました。そして、原発事故から3年を経た平成26年4月1日、市内的一部に出されていた避難指示が解除され、全市の復興への第一歩を踏み出しました。

本市の復旧と再生のために世界中からいただいたすべての支援と応援に感謝し、それに応えるためにも、市民、関係機関、行政が一丸となり、復興の理念を包含する将来像実現に向けた施策推進を通して本格的な復興を力強く進めていきます。

郷土復興の理念

1. 支え合いで実現する新たな地域づくり
2. 安全・安心の基盤づくり
3. 市民との協働で拓く未来づくり

将来像「あぶくまの人・郷・夢を育むまち
～はつらつ高原都市 田村市～」の実現

第4章　郷土の復興

第1章

第2章

第3章

第4章

1

復興への決意

【郷土復興の理念】

1. 支え合いで実現する新たな地域づくり

3月12日早朝、原発事故に伴う双葉地方からの避難者の受け入れを決定、速やかに避難所の開設準備に着手したものの、毛布や衣類等の確保は困難であったため、防災行政無線を通じて広く市民に協力を呼びかけた。

そして、その日の夕刻までには多くの市民からの支援物資が集まり、その後も善意の輪は広がった。また、避難所での炊き出しや身の回りの世話など、多くの市民がボランティア活動に取り組む姿があった。

未曾有の震災が東北地方を襲ったことは世界中の人々を震撼させたが、それにも増して、災害に向かい、冷静にして他人を思いやりながら行動する日本人の姿は、世界の人々に感嘆をもって迎えられた。

古くからの結いの文化が残る田村市でも、地域コミュニティは機能し、支え合い、分かち合いの絆は市民同士を強く結び付けている。田村市は、今後の復興においても、この見えざる力を活かし、新しい地域づくりに取り組んでいかなければならない。

2. 安全・安心の基盤づくり

田村市ではこれまで大きな災害はなく、災害対策本部が設置されたのは平成19年9月7日の台風襲来以来である。

毎年、災害に備えての防災訓練等を実施してきたが、東日本大震災、特に原発事故による災害は、従来の想定を超える規模であり、市民そして行政に新たな課題を突き付けるものとなった。

起こり得ないと信じられていた原子力災害が発生した現実を踏まえ、これまでの火災や自然災害にとどまらず、想定されるあらゆる災害、事故に備えた対応が必要である。

そのため、防災計画の見直しはもとより、避難所、避難経路、応急医療の確保、緊急物資の備蓄のほか、防災マップの整備や市民意識の向上など、有事に備えた全市的取り組みを推進する。

3. 市民との協働で拓く未来づくり

少子高齢社会の進行、企業の業績低迷と就業機会の萎縮、農業の衰退と耕作放棄地の拡大など、田村市が抱える課題は震災以前から山積していた。そして、震災を機にこれら課題は深刻度と緊急性を増すとともに、原発事故による放射能汚染という新たな課題が付加されることとなった。

田村市の置かれている状況は、県内の他の自治体も同様ではあるが、他力本願に依らず、地域の持つ資源、特性、住民の力を結集して課題解決に取り組まなければならない。そして、その取り組みにあたっては、既成の慣行やルールに捕われず、柔軟な発想と実行力でつまずきを恐れず果敢に挑むことが肝要であり、市民一人ひとりが持つふるさとを慕う心、行政が持つ組織力を駆使し、原状回復にとどまらず、以前から抱えてきた多くの地域課題も解決することを目標に、着実な歩みを進めていかなければならない。

「田村市震災等復興ビジョン（平成24年3月策定）」より

2 震災及び原発事故の影響

震災及び原発事故は、市民生活全般に大きな影響を及ぼしました。その影響は原発事故から3年を過ぎた今日もなお続いており、様々な分野に課題が残っています。

分 野		主 な 被 害 と 影 韵
1 産業	農林業	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所20km 及び30km 圏内での作付け制限と、放射能汚染を懸念して自主的に作付けを断念するなどにより、水稻の566ヘクタール、葉たばこの364ヘクタールを主に、市内には多くの不作付け農地が発生している。 原乳や野菜、肉牛などの出荷制限は農業経営に甚大な被害をもたらし、離農や減廃作に追い込まれる農業者もいる。 市内の民有林20.106ヘクタールの大部分において除染ができず、今後の荒廃が懸念される。 原発事故による風評被害は農産物や林産物の買い控え、販売価格の低迷などを引き起こしている。 野生鳥獣、特にイノシシからは基準値を超える放射性セシウムが検出され、自家消費ができない状況にあり、個体数の増加が懸念される。
	商工業	<ul style="list-style-type: none"> 震災で施設や設備に被害を受け生産活動の一部に支障をきたした事業所や、原発事故の風評被害により生産設備を県内外への移転を余儀なくされた事業所があり、従業員の配置転換や離職なども発生している。 生活環境が安定しないことが市民の消費意欲を低下させ、一般小売店の経営不振を招くことにより商店の休業、廃業などの要因の一つとなっている。
	観光	<ul style="list-style-type: none"> あぶくま洞の入込客数は、原発事故から3年が経過し、やや回復しつつあるものの、平成25年度の年間入込客数は17万人と、震災前の57%に留まっている。併設されている星の村天文台も大型天体望遠鏡が地震により落下・破損という痛手を被り、休業に近い状態が続いている。 営業休止を余儀なくされた各施設は、平成26年4月現在、こどもの国ムシムシランドは「スカイパレスときわ」のみ営業し、24年度から「カブトムシ自然観察園」などの一部を開園している。グリーンパーク都路は26年4月から、仙台平キャンプ場は26年7月から再開した。
	雇用	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故の影響による事業所の移転や休業に伴う失業者、市外や県外への転勤を余儀なくされた者が発生している。 リーマンショックにより急激に悪化した雇用情勢が未だ回復しない状況下で発生した震災と原発事故は、雇用環境の危機的悪化をもたらしている。
2 健康福祉	医療	<ul style="list-style-type: none"> 震災によって避難していた都路地区の住民が帰還した今後は、住民の健康管理拠点となる都路診療所の設備や体制の充実を図る必要がある。 市民の「かかりつけ医」として、既存の医療機関が中心となって地域在宅医療の充実を図る必要がある。

第4章 郷土の復興

第1章

第2章

第3章

第4章

1

2

原震災及び
事故の影響

分 野		主 な 被 害 と 影 韵
	健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 震災及び原発事故による社会環境の変化に伴い、子どもから高齢者まで肥満者の割合の増加が見られ、生活習慣病の増加が予想される。 ストレス社会に加えて、原発事故後の新たな負担が重なり、特に今も避難している市民には放射線に対する不安や生活環境の急激な変化などにより、長期間にわたる大きなストレスが継続している。 原発事故後は、放射線に対する不安や子どもの運動不足、震災に屈することなく、生きがいのある人生を送るために施策の構築が新たな課題となっている。
	子育て	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した保育所の整備や多様化する保育ニーズなどに対応する子育て支援が必要となっている。 保護者においては、放射線に対する不安が継続している。
	地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故によって子育て世帯が自主避難するなど、家庭の分離による家族関係の希薄化が懸念される。 住民と行政の協働により、原発事故の避難者に対応する「新たな支え合い」を構築する必要がある。
3 教育文化	学校教育	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故により避難を余儀なくされた古道小、岩井沢小、岩井沢幼稚園、都路こども園、都路中学校と、地震により校舎が大きく損壊した菅谷小学校は、市の廃校施設などを利用してそれぞれに授業を行ってきた。 平成26年度から古道小、岩井沢小（岩井沢幼稚園は休園中）、都路こども園、都路中学校は本校舎で学校運営を再開した。 今後も、放射線に対する不安解消のための定期的なモニタリングの継続や低減化対策、都路地区への帰還状況に応じたスクールバスの運行、校舎内外の施設整備など、保護者や地域の方々との連携を図りながら教育環境の整備を進めていく必要がある。
	生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生涯学習活動の地域間交流をさらに活発化し、にぎわい創出による地域活性化に努めるため、その拠点となる生涯学習を中心とした複合的な施設の整備を進めます。
4 住環境	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 市の東側に位置する都路地区は、震災に伴う原発事故により、20km 圏に国が避難指示を出したことから、市としては、20km 圏外の都路地区についても、リスクは同等であると判断し、市の避難指示により残りの地区全体も避難した。 平成26年4月までに避難指示が解除され、学校やこども園も再開した。 都路地区では、住民の帰還が円滑に進むよう、持続的で創造的な暮らしを着実に実現する地域づくりが求められている。

第4章 郷土の復興

分野		主な被害と影響
	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 本市の貴重な財産である森林は、原発事故の影響で適切な整備ができず、本来の姿が損なわれている地域がある。 原発事故によって、今後、森林の放射線量の低減が必要になっている。 市民生活では、ごみの分別収集が定着してきた一方で、生活様式の変化や都市化の進行に加え、原発事故による避難者や復興関連事業者の増加などにより、排出ごみの量が増加している。
	資源循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化する一方、家庭や事業者のエネルギー消費量は増加している。 原発事故とその後のエネルギー問題を踏まえ、社会全体が省資源・省エネルギーなど環境負荷の軽減に向けた取り組みを進める必要がある。
	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 震災による住宅設備の損傷、原発事故の避難者などによる住宅の新築などが市内で急増し、上水道の給水量が増加している。 上水道管の一部は設置から30～40年経過したものや石綿を使用したものがあるため、計画的に更新する必要がある。 公共下水道などの区域外においては、避難指示などにより、長期間使用されなかった浄化槽の管理が必要となっている。
	住環境	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故による避難などによって、住宅の新築などが市内で急増している。 今後は長期避難者の恒久住宅の整備が必要となる。 市内的一部分にある携帯電話不通話地域を解消する必要がある。
	道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 震災や原発事故によって市内外の交通ネットワークを見直す必要がでてきた。 復興に向けて、広域的な観光ルートづくりや産業振興を図る上で、国・県道の整備促進と高速道路、福島空港などを円滑に結ぶ交通ネットワークの形成が求められている。 起伏に富む本市には狭あいで急カーブの道路が多いため、防災上、安全性の高い道路の早期整備が求められている。 震災を機会として、住環境の復興や防災対策の観点から、公共交通の一層の充実が必要となっている。
5 市民参加	市民協働	<ul style="list-style-type: none"> 震災を機に、地域の絆の大切さを全市民が実感した本市だからこそ、それぞれの地域が一層の主体性を發揮し、行政と連携して地域づくりを進めていくことが重要になっている。 NPOやボランティア団体の活動を参考にしながら、主体的な地域活動や人材育成のノウハウを学び、自分たちで進化させていくことが必要である。

3 復興への施策

原発事故からの復興は、本計画期間におけるまちづくりの大きな柱となります。

そのため、基本構想策定当時には想定できなかった今日の状況を鑑み、これからの中长期全体の方向性を定めている「第3章 基本施策（6つの施策）」に含まれる復興関連施策を第4章に改めて具体的な主要事業を再掲載することにより、市民及び関係機関と協力して、復興を着実に前進させていきます。

1 地域を活かす産業の振興

施策（基本施策項目）	事業
1-1 農林業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の安全性を確保するため、米の全袋検査や畜産用の堆肥、稻わらの検査などの農林産物に係る放射能検査の継続 ● 風評被害払しょくのための首都圏などでのPR事業 ● 計画的な森林保全と林業の復興 ● きのこ用ほど木生産の復興支援 ● 除染後農地の安全確保や森林の放射線量低減法の確立、生産作業の安全確保 ● イノシシ等への対策
1-2, 1-3 商工業	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー関連企業の進出促進 ● 帰還事業者の事業継続への支援 ● 国・県の復興支援制度などの活用（商工業の安定化） ● 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や産業復興投資促進特区制度の活用による企業誘致、既存企業の増設推進 ● 国の企業立地補助金の活用
1-4 観光	<ul style="list-style-type: none"> ● 風評払しょくのための首都圏でのPRイベントの開催 ● 観光施設の放射線モニタリングの継続 ● 教育旅行の復活 ● 復興支援道路整備による新たな観光ルートの形成
1-5 雇用確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の働く場の確保 ● 若年層の市外流出の抑制 ● 田村市地域職業相談室と連携した雇用相談体制の充実

第4章 郷土の復興

2 健康づくりと福祉の充実

施策（基本施策項目）	事業
2-1 医療	<ul style="list-style-type: none"> 都路診療所の施設・設備の整備 訪問診療や訪問看護など在宅医療の充実 住民の健康診査体制の充実
2-2 健康	<ul style="list-style-type: none"> 肥満傾向の改善を目的とした生活習慣病予防事業の実施 相談体制の充実による心のケアの実施 放射線についての情報提供や講習会・講演会の実施 ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の継続
2-5 子育て	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい環境モニタリングの実施と公表
2-6 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故の避難者に対応する「新たな支え合い」の構築 中学生ボランティア体験

3 未来を担うひとづくり

施策（基本施策項目）	事業
3-1 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> 放射線に対する不安解消のための定期的なモニタリングの実施 校舎の施設整備 地域・保護者との連携による教育環境の充実
3-3 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習等複合施設の整備

第4章 郷土の復興

第1章

第2章

第3章

第4章

1

2

3

復興への施策

4 快適な生活環境の整備

施策（基本施策項目）	事業
4-1 土地利用	<ul style="list-style-type: none">本市独自の「コンパクトシティ」の形成に向けた研究と実践
4-2 環境保全	<ul style="list-style-type: none">排出ごみ量の増加に対応する処理体制の強化
4-3 資源循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none">新エネルギーの導入を促進するための支援制度の検討太陽、風力、バイオマスエネルギーなど、新エネルギー関連産業の振興公共施設や公用車への新エネルギー採用の推進
4-4 上下水道	<ul style="list-style-type: none">原発事故により住宅新築が急増している地区における管路の延伸、公共までの設置などの計画的な実施避難指示などにより、長期間使用されなかった浄化槽の適正な管理の指導と合併浄化槽への転換促進
4-5 住環境	<ul style="list-style-type: none">公的賃貸住宅の整備公営住宅の整備携帯電話不通話エリアの解消
4-6 道路・交通	<ul style="list-style-type: none">復興への戦略的道路に位置づけられる一般県道吉間田滝根線の早期整備の要請緊急時にも対応できる砂利道の生活道路の舗装デマンド交通システムの利便性の向上

5 市民参加の郷づくり・まちづくり

施策（基本施策項目）	事業
5-1 市民協働	<ul style="list-style-type: none">地域コミュニティ施設の整備・充実復興支援員制度を活用した復興支援市民が自主的に行うまちづくり事業等の支援